

かとうマネジメントニュース

＝ ちょっといい話 ＝

税理士 加藤 二裕
司法書士 加藤 裕

〒270-0034
松戸市新松戸2-9
トレノ新松戸5階
TEL 047(349)6111
FAX 047(349)6112
http://kato.zei-mu.net
e-mail:info@kato.zei-mu.net



菖蒲

掲載 給与所得者の定額減税

6月

2024 (令和6年)
水無月 - JUNE -

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	・
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

6月の税務と労務

国 税	5月分源泉所得税の納付	6月10日	地方税	個人の道府県民税・都民税及び市町
国 税	所得税の予定納税額の通知	6月15日		村民税・特別区民税の納付(第1期分)
				市区町村の条例で定める日
国 税	4月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	7月1日	労 務	健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届 支払後5日以内
国 税	10月決算法人の中間申告	7月1日	労 務	児童手当現況届(市区町村役場から 通知が届いた場合) 7月1日
国 税	7月、10月、1月決算法人の消費税等 の中間申告(年3回の場合)	7月1日		

ワンポイント 日本標準産業分類の改定

総務省が定める、統計の相互比較性と利用の向上を図る目的で設定された統計基準。税制でも非上場株式の株価計算や消費税の簡易課税制度などの業種判定で利用されるもので、今年4月から業種の細分類項目に「食料品スーパーマーケット」や「介護医療院」を新設するなどの改定が行われています。

所得税 給与所得者の 定額減税

令和6年6月から所得税と住民税を合わせて、1人4万円の定額減税が実施されます。今回は、6月からの給与支払事務において注意すべきポイントを、所得税の定額減税に絞って取り上げます。

一 定額減税の概要

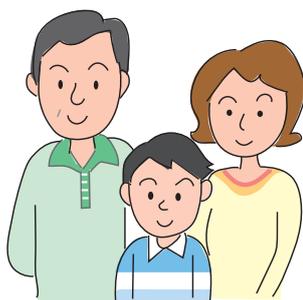
令和6年分の所得税について、「定額減税」の適用を受けることができる人は、令和6年分の所得税の納税者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人です。給与収入のみの人であれば、年収が2000万円（23歳未満の扶養親族がいるなど一定の要件を満たす場合は2015万円）以下の人が該当します。

所得税の定額減税の額は、①本人分3万円、②同一生計配偶者及び扶養親族1人あたり3万円の合計額になります。

二 給与支払事務のあらまし

給与所得者に対する定額減税は、給与の支払者が給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。控除対象者は、令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している人（いわゆる甲欄適用者）です。

給与の支払者は、令和6年6月1日以後に支払う給与などに対する源泉徴収税額から、その時点の定額減



税額を控除する「月次減税事務」を行うこととなります。

三 控除対象者の確認

控除対象者は、令和6年6月1日現在で給与の支払者のもとで勤務している甲欄適用者（「基準日在職者」といいます。）です。この時点では、合計所得金額（見積額）に関わらず、合計所得金額が1805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行います（下表参照）。

表 基準日在職者に該当しない人

①	令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）
②	令和6年6月2日以後に、給与の支払者のもとで勤務することとなった人
③	令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
④	令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

四 月次減税額の計算

給与所得の源泉徴収税額から控除する月次減税額は、同一生計配偶者と扶養親族の数によって計算されます（次頁事例参照）。このとき、同一生計配偶者と扶養親族は、毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族の数」とは、範囲が異なります。

同一生計配偶者は、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人です。ただし青色事業専従者は除きます（次頁図1参照）。

扶養親族は、所得税法上の控除対象扶養親族だけではなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。16歳未満の扶養親族は、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」欄に記載されています。なお、同一生計配偶者も扶養親族も非居住者は対象ではありませんので、注意が必要です。

五 給与等支払時の控除

令和6年6月1日以後に支払う給与や賞与について、給与などの支払いをする際には、まず現行の所得税法の規定などにより税額（「控除前税額」といいます。）を計算します。そして、控除前税額から月次減税額を控除した差額を、実際に源泉徴収する税額として、給与などの支払いを行います。このとき、控除しきれない月次減税額は、次回に支払う給与や賞与に対する控除前税額から控除することとなります（次頁図2参照）。

六 源泉徴収税額の納付

給与の支払者は、各月の月次減税事務が終了したら、納付書に必要事項を記載して、納付すべき源泉徴収税額がある場合には、法定納期限までに納付をすることになります。このとき納付書の税額欄に記載する金額は、控除前税額から月次減税額を控除した後の金額を集計した金額になります。

七 年調減税額

年末調整の際に、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務を「年調減税事務」といいます。対象者は、原則として年末調整の対象となる人で、年末調整により算出される年間の所得税額から年調減税額を控除した後の金額により年調年税額を計算します。なお、年調減税の詳細は9月ごろに公表される予定です。

図1 同一生計配偶者の範囲

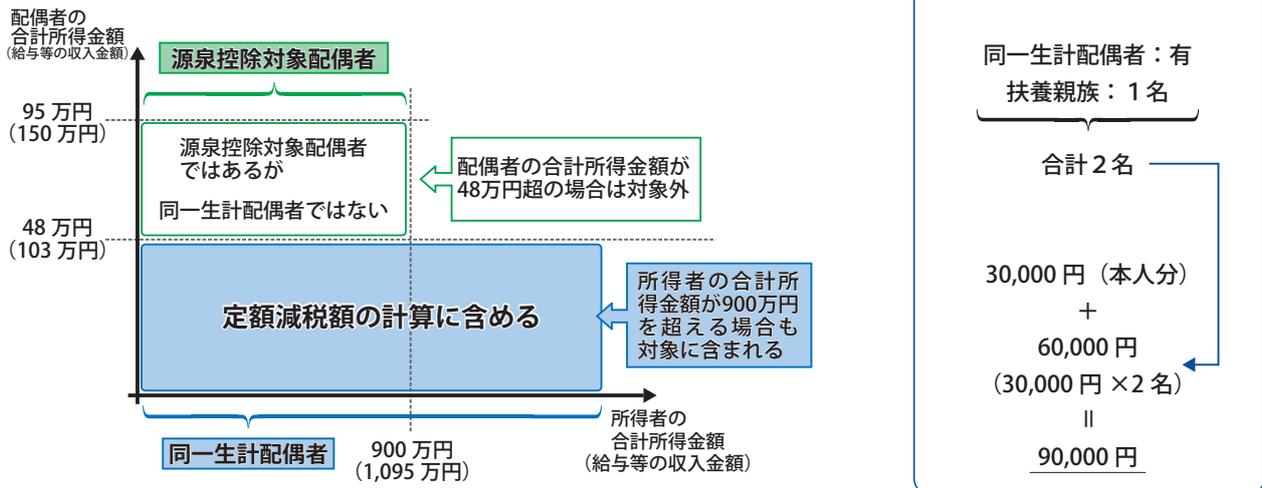
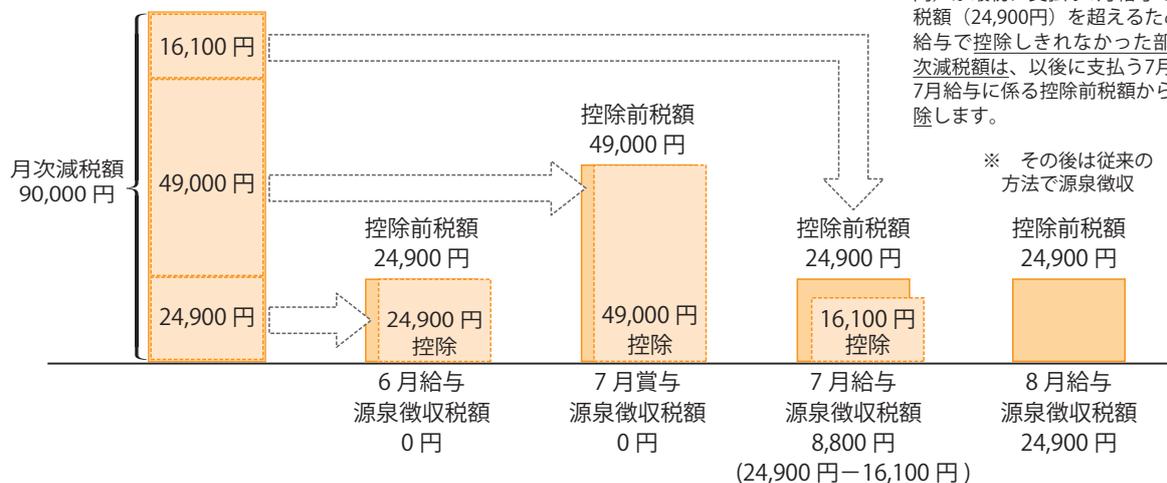


図2 月次減税額が控除前税額を超える場合のイメージ



ハローワークの「生涯現役支援窓口」

全国のハローワークのうち300か所(令和6年2月時点)において、「生涯現役支援窓口」が設けられ、再就職などを旨とする概ね60歳以上の方を対象とした各種サービスが行われています。

次の特徴があります。

- ① シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報を提供
- ② 多様な就業ニーズなどに応じた情報を提供

- ③ シニア世代の方に適した、各種ガイダンス・職場見学等を実施

なお、ガイダンスや職場見学等は、事前の予約が必要な場合があります。

当該窓口を設置しているハローワークは、「ハローワーク 生涯現役支援窓口」のキーワードで検索することができます。

特定資産の買換えにおける期間の延長申請

法人が所有する棚卸資産以外の特定の資産を譲渡し、譲渡の日を含む事業年度に買換資産を取得して、なおかつ取得の日から1年以内に買換資産を事業用に供した場合や供する見込みである場合には、買換資産について限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入することができます。この制度を「特定資産を買い換えた場合の圧縮記帳」といいます。

買換資産を直ちに取得できない場合、一定の期間その益金相当額を繰り延べるために、特別勘定を設定することができます。この場合、特別勘定に設定した額を申告書上で申告調整することで、損金の額に算入することができます。

特別勘定を設定した法人は、特定資産を譲渡した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内に、買換資産を取得する必要があります。ただし、やむを得ない事情により、期限内に買換資産を取得することが困難な法人は、譲渡をした日を含む事業年度終了の

日の翌日から2か月以内に、所轄税務署に「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書」を提出し承認を受けた場合には、税務署長が認定した日まで買換期間を延長することができます。

なお、買換期間を延長できる、やむを得ない事情とは、次のような事情をいいます。

- 1 工場などの敷地とする宅地の造成および工場などの建設や移転にかかる期間が通常1年を超えると認められること
- 2 法令の規制などによりその取得に関する計画の変更を余儀なくされたこと
- 3 売主その他の関係者との交渉が長引き、容易に資産の取得ができないこと
- 4 前記1～3に準じた特別な事情があること



美術品などの取扱い

美術品などのうち次の要件に該当するものは、非減価償却資産に該当します。

- (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物などのように歴史的価値や希少価値を有し、代替性がないもの
- (2) それ以外の美術品などで、取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く）

時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、取得価額が1点100万円未満の美術品等は、減価償却資産として取り扱います。減価償却資産に該当する美術品などの法定耐用年数は、それぞれの美術品などの構造や材質などに応じて判定します。例えば器具備品の室内装飾品に該当するものは、金属製のものは15年、その他のものは8年になります。

残業代を遡及して支給した場合

Q 今般、従業員に対して実労働時間に即した割増賃金を支払うよう労働基準監督署から行政指導を受けました。そこで過去3年間にわたって、実労働時間に基づく残業代と実際に支払った残業代との差額を一括して支払うこととしました。

この場合、支払うこととした残業代は支払う日の属する年分の給与所得になりますか。

A この場合、本来各支給日に支払うべき残業代が一括して支払われたものと認められますので、本来の残業代が支払われるべきであった各支給日の属する年分の給与所得となります。

一方、給与規程などの改訂を過去に遡って実施したことにより残業代の差額を一括で支給する場合には、その差額についての支給日が定められているときはその支給日、定められていないときはその改訂の効力が生じた日になります。